（支払期限後における償還金の支払の猶予）

第八条　防衛大臣は、償還金の支払期限（法第十八条ただし書の規定による償還金の支払の猶予後の支払期限及び前条の規定により定められた支払期限を含む。）後においても、当該償還金について法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を行うことができる。この場合においては、既に発生した支払の遅滞に係る損害賠償金は、徴収すべきものとする。

（立替金の償還の免除）

第九条　法第十八条ただし書の規定による立替金の償還の免除は、同条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者以外の債務者にあっては、第六条各号のいずれかに該当し、及び償還金の支払期限において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払の猶予を受けた債務者にあっては、当初の支払期限から十年を経過した後において、無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、償還金を支払うことができることとなる見込みがないと認められる場合に限り、行うものとする。

（財務大臣への協議）

第十条　防衛大臣は、法第十八条ただし書の規定により償還金の支払を猶予し、又は立替金の償還を免除しようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、法の施行の日（令和七年七月二十二日）から施行する。ただし、第一条第三号の規定は、日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

（関係政令の廃止）

第二条　次に掲げる政令は、廃止する。

一　日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十五号）

二　日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律施行令（令和五年政令第二百五十六号）

（自動車損害賠償保障法施行令の一部改正）

第三条　自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第四号を次のように改める。

四　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第二条第二号に規定する締約国軍隊　その任務の遂行に必要な業務

第一条の二第五号を削る。

（防衛省組織令の一部改正）

第四条　防衛省組織令（昭和二十九年政令第百七十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第二十号を次のように改める。

二十　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律（令和七年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

第四十六条第六号を次のように改める。

六　日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。

国土交通大臣　中野　洋昌
防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百六十二号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第二号に掲げる規定の施行期日は、令和七年十月一日とする。

内閣総理大臣　石破　茂
総務大臣　村上誠一郎
法務大臣　鈴木　馨祐
財務大臣臨時代理
国務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
国土交通大臣　中野　洋昌

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年七月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第二百六十三号

民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条第三項（同法第九条において準用する場合を含む。）及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（公証人手数料令の一部改正）

第一条　公証人手数料令（平成五年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「証書」を「公正証書」に改める。

第四条第二項中「交付する」を「交付し、又は提供する」に改める。

第八条第一号を次のように改める。

一　公証人法第四十三条第一項第一号（同法第五十二条第五項、第五十三条第六項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第二号（同法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第一項第一号若しくは第二号の書面の交付又は同法第四十三条第一項第三号（同法第五十二条第五項、第五十八条第四項及び第六十二条において準用する場合を含む。）若しくは第四十四条第一項第三号の電磁的記録の提供